

議 事 録

会 議 名	令和元年度山陽小野田市障害福祉計画検討委員会	
開 催 日 時	令和元年11月7日（木）午後2時00分～午後3時30分	
開 催 場 所	高千帆公民館 2階講義室	
出 席 者	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団 山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会 一 般 公 募 光荣会障害者就業・生活支援センター 山 陽 小 野 田 精 神 保 健 家 族 会 山 陽 小 野 田 市 障 害 者 協 議 会 社 会 福 祉 法 人 神 原 苑 宇 部 公 共 職 業 安 定 所 一 般 公 募 山 口 大 学 医 学 部 山 陽 ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会 小野田ボランティア連絡協議会 山陽小野田市民生児童委員協議会 NPO法人山陽小野田市手をつなぐ育成会 出口 善則 上村 篤子 大山 千春 岡村 洋子 黒瀬 桂子 佐々木 勇蔵 澤村 知美 末次 愛 西廣 美智子 長谷 亮佑 水田 愛子 光永 仁 森本 眞智子 安田 克己 矢田 英治	
	(五十音順)	
欠 席 者	山 陽 小 野 田 市 教 育 委 員 会 山 陽 小 野 田 医 師 会 稲田 貴子 川端 章弘	
	(五十音順)	
事務担当課 及び職員	福祉部長 兼本 裕子 福祉部次長 川崎 浩美 福祉部障害福祉課長 柏村 照美 障害福祉課技監 岡村 敦子 障害福祉課障害支援係長 岡手 優子 障害福祉課障害福祉係長 大坪 政通	
会 議 次 第	1 辞令交付 2 福祉部長あいさつ 3 委員紹介 4 会長の選出 5 会長あいさつ	

	6 議事 (1) 計画の進捗状況について (2) 令和元年度主な事業の実施状況について (3) 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画等のためのアンケートについて
1	辞令交付
2	福祉部長あいさつ
3	委員紹介
4	会長の選出 小野田医師会と厚狭郡医師会の合併により、厚狭郡医師会推薦の村上委員から委員辞退届が提出された。村上委員が本協議会の会長であったため、会長の選出が必要となった。 事務局に一任され、事務局案として「会長に出口委員」を提案。全委員が賛成し承認される。
5	会長あいさつ
6	議事 ※山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則第4条第2項により、出口会長が議長として議事進行を行う。 (1) 計画の進捗状況について 事務局が説明を行う。 議長：障がい福祉サービスについて説明があったが、支援を直接されている上で現状と課題についての質問や意見はないか。 委員：委員の選定について相談支援事業所のぞみから委員が入っていないのは何故か。相談支援はとても大切な部分と思う。人数枠があるので仕方ないと思うが、24時間体制で相談支援をしようとしているのに、委員に相談支援専門員がいないのはどうかと思う。また、療養介護はどこにあるのか。 事務局：療養介護は基本的に病院になるが、圏域で一番近いのは山口宇部医療センターになる。

委員：リハビリセンターのことか。山口宇部といっても広いと思う。

事務局：山口宇部医療センターは、昔の山陽荘の中にある医療と介護が一緒になった障害福祉サービスの施設でリハビリセンターではない。

委員：重症心身障がい児の方や学校の分校があったりする。

事務局：山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則第2条により、委員は決めている。現在の委員任期が平成30年10月1日から令和2年9月末までの2年間の任期となっているが、今回の意見も参考にさせていただき、次期委員を決める際には検討していきたい。

委員：身体障害者手帳の所持者の状況は、全国的にこういうやや減少傾向になっていると理解していいのか。障がいの雇用状況について、県や国の雇用率が出ているが、市の雇用率はどうなっているのか。放課後等デイサービスが年々増えていると説明があったが、実際に利用される事業所は市内に何か所あるのか。

事務局：身体障害者手帳の所持者の全国的な傾向までは把握はできていない。

委員：数字の準備まではできていないが、全国的に言うと、山口県の雇用率は全国平均より高くなっている。その理由は、ユニクロが本社を置いている関係もあると考えられるが、ユニクロを除いた数字は、全国平均より下回っている。

事務局：放課後等デイサービスの事業所は市内に6か所ある。事業所の詳細に関しては、本日配付の「障がい福祉のしおり」の66ページから掲載している。

委員：先ほど質問のあった全国の障がい者手帳所持者の傾向について、平成28年度までの5年ごとの推移を見ると、身体、知的、精神とも増加している。身体障害者手帳の所持者数で言うと、平成3年度の280万人から平成28年度は428万7千人と増え続けている状況である。資料を見ると、山陽小野田市は横ばいから減少傾向になっているが、平成28年度以降の全国的な数字は出ていない。

議長：厚労省から出されている障がい福祉分野の最近の動向もあるため、是非参考にして欲しい。

委員：就労移行について、2年間続けて行って、本人としては働きたい意向があっても、結局1週間に2日2時間までとなっていたりする。個人としたら働き

たいが、就労移行はずっと行ける訳でもないため、辞めて違うところに行く。事務局としては調査をして、相談支援をしてもらって、個別な事案でも本人が納得できるようにしていかなければいけない。数字だけではどうにもならないことだと思う。

委員：就労移行に関しては2年間という期間の限定があり就職していく。家族のサポートがあつたりなかったりとかもあるし、その他様々な要因で辞めていかれる方もある。

議長：今回の進捗状況の中で、相談支援のぞみの24時間体制が出来たり、みつば園の緊急ショートが出来たりと、目に見える形で進捗があるのは大変喜ばしい。

(2) 令和元年度の主な事業の実施状況について
事務局が説明を行う。

議長：令和元年度の主な事業の実施状況に関する説明に関しまして、意見や質問はないか。

委員：障がい者虐待防止センターの設置について、5件件数があがっているが、センターはどこにあるのか、対応はどういう機関が関わるのか、解決方法はどのようなものか教えて欲しい。

事務局：障がい者虐待防止センターは障害福祉課に設置している。虐待かなという案件があつた時は、障害福祉課に連絡が入り、まず情報を聴き取る。その後の対応としては、障害福祉課の中でコア会議と言って今からどういう風に動いていくかの協議を行い、実際に虐待が行われているか状況を確認していく流れになる。どういう機関がということは、ケースにもよるが、どこから情報を確認していくかというところで、警察であつたり、障害福祉課以外の課であつたり、その事案によってどこに協力を求めるか協議を行い、一つひとつ対応している。

委員：虐待の案件の具体的な内容は聴いてもいいのか。

事務局：県等に報告しているものとしては、施設従事者1件、養護者4件ということであげている。養護者は基本的には一緒に住まれている方、家族からということになる。今回の4件は夫や家族からの身体的なもの、心理的なものであつた。施設従事者からというのは、その方がサービスを使われている施設職員からの言葉による心理的なものであつた。

委員：施設従事者、養護者というのは通報者のことなのか。それとも虐待した人の事なのか。

事務局：虐待をした側の事で、施設従事者から虐待を受けた、養護者から虐待を受けたということで、あがってきている。

（３）第６期障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画等のためのアンケートについて
事務局が説明を行う。

事務局：アンケートの案で説明をしたが、実際にはまだ入れてないが山陽小野田市の方で今スマイルエイジングという、市民の皆さまに笑顔で年を重ねていただけるような施策を推進するということを行っており、それに関する質問をいくつか加えることを検討している。

議長：ただ今の説明に関して、質問はないか。

委員：市民アンケートの対象年齢が２０歳から７９歳となっているが、選挙権も１８歳以上に法律改正になっており、そういうことも少しは考えてもらえたのかどうか。また、「障がい」の「害」という文字について、資料の中に基本となる法律「障害者基本法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」が抜粋してあり参考になったが、障がい福祉計画にしても法律名に鍵がかかっている。「害」をひらがなにしている部分と漢字にしている部分を参考までに聞かせて欲しい。

事務局：２０～７９歳とした年齢については、対象者を決める上でとても悩んだ部分である。他課のアンケートを見たときに対象者が２０～７９歳となっていたこともあり、現在のところは対象者年齢を同様としている。選挙権の事も意見には出て、確認したところ１８、１９歳を除いた理由としては、回収率が見込めないことも理由としてはあった様だ。事務局としても悩んだところであり、対象者をどのようにしたらよいか委員の方から意見をいただきたい。

障がい福祉のしおりの７６ページに「『障害』の表記について」で記載をしている。そこには、「障がいは、先天性のものや、病気・事故に起因するもので、だれにでも起こり得るものです。人を表現する場合に、「害」という字を用いることについては、「害を加える」等を連想させることもあることから、障がいのある方に対する理解をふかめるために、基準を設けています。『障害』という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、人を形容している場合など

には、『障がい』とひらがな表記をしています。また、国の法令や地方公共団体の条例等に基づく制度、施設名あるいは法人、団体等の固有名詞については、漢字によりかぎ括弧で表記しています。」としている。

委員：個人的な意見としては、「害」が漢字であろうがひらがなであろうが私はどちらでもよい。むしろ漢字の方が、重みがあるような気がする。障がいをお持ちの方では色々な意見があると思う。

委員：石編の「碍」を使われていた気がする。古いもので「障害者」は使わないのか。

委員：かなり前にこの話が出て、障がいという言葉はひらがなで決まった気がする。それ以降、私たちも文書を作る時に漢字の「害」は使わないようにしている。市で決まった事なので、市から出る文書は全部仮名で書いてある。それに準ずるようにしている。

事務局：何年前からかははっきり記憶していないが、市の方針として法律の名称とか固有名詞以外のものについては「害」をひらがな表記にするという方針を決め、市ではそのような形で行っており、資料も同様に作成している。

石編の「碍」も他で「障害者」と記載することもあるが、山陽小野田市ではその様な考え方でひらがな表記を用いている。

委員：ヘルプカードは実際に活用されているものなのか。

事務局：実際に活用している。

委員：どういう風に市民の方に啓発していくか考えを聞かせて欲しい。

事務局：今年度4月から配布を始めており、市のホームページ、広報等でPRを行っている。また障害福祉課窓口の目に留まるところにポスターを掲示し、手帳の交付時やその他のサービスの申請時にもPRしている。市民の方には、ヘルプカードは利用が必要な方が示された時に、お手伝いをする方、市民の方がこのカードの事を知らないといけないため、今年度は大きな団体からということで、民生委員の会議や他の課の研修会の場面に説明に回らせてもらい、少しずつPRを行っている。

委員：子どもとか、このカードは首から下げたりできるようになっているのか。

事務局：このカードは首から下げるような形にはなっておらず、免許証程度の大き

さに四つ折りにして鞆の中に入れたり手帳に入れたりということで必要な時に差し出すような形で説明をしている。

委員：アンケートに対する気づきが3点ある。1点目は実施状況の中で差別の相談窓口を設置しているという説明があったが、なかなかそこまでに行くということがつながりにくいものがあるので、積極的なアプローチが必要と感じた。そのことに対してアンケートの中で具体的に嫌なことがあったかとか、アンケートとして御本人さんたちに聞く項目があるというのはここにもつながるため望ましいと思った。2点目はアンケートの対象者として実際に手帳を持っておられる方、御本人さんたちが対象になっている第6期障がい福祉計画のアンケートについて、他のアンケートをしたときに身内の者が、「こういうものが来たけどようわからんのであんたが書いておくれ」と言われた。理解ができないということで、本人に聞きながら介助している側が書くことがあるというのを頭において分析して欲しい。どうしても介護者の思いも入ってくると思うし、施設の職員が書いた場合には同じような傾向がでる場合があるかもしれない。3点目はあなたが重要と思う施策の中から課題を抽出できたらいいなと思う時に、利用して役立ったと選択される場合もあるかもしれないし、どちらかと言えば、現在利用していなくて、本当は利用したらいいと思うけれども利用できていない方も多いと思う。それが何故なのか分かると、サービス量というより、もっと課題にもつながると思う。利用している人が役立っていると思う選択、ないから困るからもっとあったらいいと思って付ける人もいると思うので、利用したいけど、何故利用できていないのかという視点も必要なのではないかと思った。

議長：他に意見はないか。

事務局：アンケートの対象をどうするかという御意見を頂きたい。

委員：分析する際、年代別の解析を行う。18歳以上にすると、10代は18、19歳のアンケートしかないため、20代以上との比較にならず、結局分析から外すことになる。また、80歳以上になると他の委員からも、家族や支援者が代わりに回答するケースが増え、本人の意思とは異なる可能性を指摘されたように、入院や入所で回答できない方や自分で回答できない割合も増えるため70歳代で区切ったらどうか。

議長：対象者を20歳から79歳とすることについてどうか。

委員：皆、20歳から79歳の対象で賛同される。

委員：手帳所持者用のアンケートの問13であなたの主な収入は何ですかの項目で施設での工賃はどこに入るのか。手帳は持っているが年金をもらっていない利用者がいる。工賃が5～6万ある人もいる。

事務局：障がい年金を併せてもらっている方は年金収入に入ると思うが、工賃だけとなると「その他」で括弧の中に「工賃」と記載するようになるかと思う。工賃だけと言われる方は多い状況なのか。

委員：多くはないが、何人かはいる。年金が支給されない方が数名いる。

事務局：項目として「工賃」を入れた方がよいか。

委員：少なかったら後で「その他」を合わせることができるため、「その他」に入れてよいか迷って回答がなくなるより選択肢として入れたらどうか。

事務局：項目としては「就労サービス利用時の工賃」でよいか。

委員：それでよい。

委員：アンケートの回答について、問3の年齢の部分に回答欄があるとよい。

事務局：アンケートの回答については、回答用紙を別に準備しており、回答用紙だけを返信してもらうように検討している。

事務局：回答が、し難いことはないか。

委員：回答を別にすると、質問用紙と回答用紙の付き合わせが必要な反面、回答しているかどうかはわかりやすいため、未回答は減るのがメリットである。質問用紙と回答用紙が別なのを嫌がられる方もいる。どちらもメリット、デメリットはあるため、どちらを取るかになる。

議長：どちらの方法がよいと思うか？それぞれ課題がある様だが、事務局に任せることでよいか。

委員：皆、事務局に一任で賛同される。

委員：視覚障がい者の方へも郵送されるのか。

事務局：前回のアンケートの時も、点字で「アンケート在中」と封筒に記載し、御

家族が一緒の方やヘルパー支援が入られているところもあると思うので、必要であれば、こちらが出向いて説明に伺いますという文書を入れてアンケートを行っている。今回も同様に文書等入れることを検討している。

委員：点字が読めない方もいるが、アンケートのテープを作成するなど、手伝いしなくても大丈夫か。

事務局：検討させていただきたい。

議長：アンケートのことについて他に質問はないか。

質疑なし

議長：他に、委員のみなさまより何かご意見やご質問はないか。

質疑なし

議長：事務局から何かあるか。

事務局：点字・声の広報のチラシについて説明。

障害福祉課長があいさつの後、閉会。